

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人森ノ宮医療学園
②設置大学名称	森ノ宮医療大学
③担当部署	学長室企画課
④問合せ先	kikaku@morinomiya-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 16 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/gc.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学 Web サイトに公表し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 掲載先 URL : https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/mind.html
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部・学科においてそれぞれの方針を定め、学生手帳、本学 Web サイト等により公表している。 掲載先 URL : https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/admissionpolicy.html https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/curriculumpolicy.html https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/diplomapolicy.html IR ワーキンググループにより 3 つのポリシーに基づく取り組みの点検評価を行い、内部質保証を議論する大学経営質・保証会議や自己点検評価・FSD 委員会で改善に向けて検討を行い、実質化を図っている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	森ノ宮医療大学学則、学校法人森ノ宮医療学園決裁規程等により学長、副学長ならびに学部長の役割及び職務範囲を定め、森ノ宮医療大学教授会規程等により教授会の権限及び役割を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動や大学の重要事項を決定する教授会に事務局長その他事務組織管理職が出席しているほか、諮問機関である委員会にも専任教員と事務職員の双方が参画している。さらには教職協働組織として 15 のセンターを設置しており、実効性ある事業計画を策定し、P D C A サイクルを実行している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取り組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会において、FD として組織的な教育活動改善の取り組みを実施し、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向けて取り組んでいる。また SD についても本委員会において企画・立案し、取り組んでいる。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	5 カ年計画で大学としての目標・基本方針・指標・基本戦略・中核施策を策定。それを基に部署ごとの中期計画を設け、具体的な目標・指標を定めている。さらには目標達成のための課題を抽出し、その対応策等を各年度の事業計画に落とし込んでいる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づく各年度の事業計画について、理事メンバーによる各部署へのヒアリング等によって、年 3 回進捗状況を確認している。中期計画についても毎年度進捗状況を同様に確認し、適宜修正等を行っている。なお、WEB サイトにて、中期計画・年度事業計画を公表している。 掲載先 URL： https://www.morinomiya-u.ac.jp/info/information.php

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	実践的な医療人材教育プログラムを実施している。看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、鍼灸師の養成においては、臨床での実習を重視しており、最新の医療技術や知識、IPE（多職種連携教育）を取り入れたカリキュラムを提供し、学生が現場で即戦力となるように取り組んでいる。 卒業後も継続的な教育プログラムを提供し、医療従事者としての専門性を高める。専門分野の最新情報や技術を学ぶ機会を提供し、社会のニーズに対応できる人材を育成する。社会人選抜入試を設けるなど社会人へも広く門戸を開放している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携センターを中心に大学主催の取り組みのほか、各自治体や企業等と連携して様々な取り組みを行っている。年 2 回の市民公開講座の開催や、本学と同じ地域にお住まいの高齢者を対象とし、介護予防や地域コミュニティの活性化を図る本学独自のイベント等を実施している。このように多彩な形で企画運営し、地域と連携しながら、社会貢献に努めている。また、新たな研究拠点として令和 2（2020）年 4 月より「インクルーシブ医科学研究所」を始動し、教育研究成果を社会に還元できるよう様々な研究を進めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	教職員等については、障害者雇用について計画を策定し、採用に向け取り組みを進めている。 学生については、学生支援委員会やダイバーシティセンターを設置し、多様な学生への対応が可能となる体制を整えている。合理的配慮を行った事例も多い。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、評議員に2名登用している。今後も役員等への積極的な登用を目指し、取り組みを行っていく。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」「役員服務規程」「理事会・評議員会運営規程」に基づき、理事の職務を明確化し、適切に理事を選任し透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「理事会・評議員会運営規程」に基づき、適切に理事会を運営している。評議員会においても、私学法改正を踏まえた寄附行為の変更等に基づき、適切な運用を図っている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	私学法改正等の趣旨を理事会において提供しており、今後も法人本部において、情報提供・研修について検討し、機会の充実を図っていく。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」において選任基準を明確に定め、規定に則り評議員会での決議を行い、選任過程も透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査規程」に監事と会計監査人及び内部監査室の連携について明記している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省から通達のある監事研修会や、その他監事の役割等に関する情報等を適切に共有している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」において、選任方法、選任区分とその人数を明確化している。選出の会議体も決めており、選任において必要な各過程を経て選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「理事会・評議員会運営規程」に基づき、適切に評議員会を運営している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	私学法改正等の趣旨を評議員会において提供しており、今後も法人本部において、情報提供・研修について検討し、機会の充実を図っていく。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」に基づき危機管理マニュアルを整備し、大規模災害への対応を策定している。学生に対しても学生手帳への掲載・オリエンテーションでの周知等、安全確保に努め減災等にも取り組んでいる。 その他の危機管理として「ハラスメントの防止等に関する規程」「森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」等ハラスメントや公的研究費不正使用等の不祥事に対して規程を策定し、発生を防止するとともに毅然かつ厳正に対処するよう体制を整備している。 なお「危機管理規程」において、危機事象対処のために対策本部を設置し、当該危機への対応（事業継続計画）等を策定・運用することを定めている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	全ての教育・研究活動、業務に関して、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでおり、「内部通報に関する規程」に基づいて常時窓口を開設し、通報者の保護を図るよう体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「寄附行為」に公開すべき内容、書類、方法等を定め、インターネットを利用して公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページの他、大学ポータルサイトや媒体を活用し、重要事項については大学ホームページのトップに分かりやすく掲載をしている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明